

「上場制度整備の実行計画2009（速やかに実施する事項）」に基づく
業務規程等の一部改正について

平成21年12月22日
株式会社東京証券取引所

当取引所は、業務規程等の一部改正を行い、平成21年12月30日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、本年9月に公表した「上場制度整備の実行計画2009」に基づき、上場会社のコーポレート・ガバナンスの向上に向けた環境整備の一環として、一般株主保護のため、上場内国株券の発行者に対して1名以上の独立役員の確保を求めるものとするほか、近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直しの観点から、上場会社による会社情報の適時開示の際に最低限求められる開示事項を明確化するなど、業務規程等の一部改正を行うものです。

改正の概要は下記のとおりです。

記

I 改正概要

1. コーポレート・ガバナンスの向上に向けた環境整備

(1) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則の尊重

- ・ 上場会社は、当取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むべき旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定するものとします。

(2) コーポレート・ガバナンス体制に関する開示の充実

- ・ 上場会社は、上場会社が自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとします。

(3) 独立役員

① 独立役員の確保

- ・ 上場内国株券の発行者は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいう。以下同じ。）を1名以上確保しなければならない旨を、企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定するものとします。
- ・ 上場内国株券の発行者は、独立役員に関して記載した「独立役員届出書」を当取引所に提出することとし、当該届出書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとします。また、当該届出書の内容に変更が生じる場合には、原則として、変更が生ずる日の2週間前までに変更内容を反映した当該届出書を当取引所に提出す

(備 考)

・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第445条の2

・ 有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」という。）第211条第6項第2号、第226条第6項第2号

・ 規程第436条の2

るものとしします。

② 独立役員の開示

- ・ 上場内国株券の発行者は、独立役員の確保の状況（独立役員として指定する者が、以下の a から e までのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含む。）を、コーポレート・ガバナンス報告書において開示するものとしします。
 - a 当該会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者等（業務執行者又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。）
 - b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等
 - c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。）
 - d 当該会社の主要株主
 - e 次の（a）又は（b）に掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
 - （a） a から前 d までに掲げる者
 - （b） 当該会社又はその子会社の業務執行者等（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与若しくは会計参与であった者を含む。）

・ 施行規則第 211 第 6 項第 5 号、第 226 第 6 項第 5 号

2. 近時の環境変化を踏まえた適時開示制度の見直し

(1) 適時開示において最低限求められる開示事項の明確化

- ・ 上場会社は、会社情報の適時開示に際して、原則として、以下に掲げる内容を開示するものとしします。
 - a 決定事実を決定した理由又は発生事実が発生した経緯
 - b 決定事実又は発生事実の概要
 - c 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し
 - d その他当取引所が投資判断上重要と認める事項

・ 施行規則第 402 条の 2 等

(2) 非上場の親会社等に係る開示の整理

- ・ 非上場親会社等の情報の開示に係る規定を削除するとともに、支配株主等に関する事項の開示に係る規定において、上場会社は、非上場の親会社等を有している場合において、当該非上場の親会社等の決算の内容が定まったときに、直ちにその内容を開示しなければならない旨を追加するものとしします。

・ 改正前規程第 406 条、規程第 411 条第 2 項

(3) 内部統制報告書の提出に係る適時開示

・ 規程第 402 条第 1 号

- ・ 上場会社は、内部統制に重要な欠陥がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示するものとします。

a m

3. その他

(1) 会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備

- ・ 上場内国会社は、会計基準の内容又はその変更等についての意見発信及び普及・コミュニケーションを行う組織・団体への加入、会計基準設定主体等の行う研修への参加その他会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備を行うよう努めるべき旨を、企業行動規範の「望まれる事項」として規定するものとします。
- ・ 上場内国会社は、事業年度経過後3ヶ月以内に、当該事業年度の末日における公益財団法人財務会計基準機構への加入状況（当該機構に加入していない場合には、翌事業年度以降における加入に関する考え方を含む。）を開示しなければならないものとします。

・ 規程第451条

・ 規程第409条の2

(2) 新株予約権証券の上場基準の緩和

- ・ 新株予約権1個の目的である株式が上場株券等1株に係るものであることとする上場基準を削除するものとします。

・ 改正前施行規則第306条第1項第4号等

(3) その他

- ・ その他所要の改正を行うものとします。

II 施行日

- ・ 平成21年12月30日から施行します。
- ・ 施行日において現に上場されている株券等の発行者は、自らのコーポレート・ガバナンス体制を選択する理由を反映したコーポレート・ガバナンス報告書を、平成22年3月31日までに当取引所に提出するものとします。
- ・ 1. (3) ①の独立役員の確保に関する規定については、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の翌日から適用するものとします。ただし、企業行動規範違反に対する実効性確保手段は、原則として平成23年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の翌日から適用するものとします。
- ・ 施行日において現に上場されている内国株券の発行者は、平成22年3月31日までに当取引所に独立役員届出書を提出するものとします。
- ・ 上場内国株券の発行者は、独立役員の確保の状況についての内容を反映したコーポレート・ガバナンス報告書を、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく当取引所に提出するものとします。
- ・ 2. (3) の内部統制報告書の提出に係る適時開示に関する規定については、平成22

年3月1日以後に終了する事業年度に係る内部統制報告書から適用するものとします。

- 3.(1)の会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備に関する規定のうち、公益財団法人財務会計基準機構への加入状況に関する開示については、平成22年3月1日以後に終了する事業年度の経過後に行うべき開示から適用するものとします。

以 上